

# 香芝市産後ケア事業 業務委託事業者募集要項

令和6年3月  
香芝市保健センター

※本事業の公募は、本来予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早期に事業を実施するために、予算成立前に行うことといたしました。そのため、予算の成立状況によっては、内容に変更が生じることがある点に留意してください。

## 1. 案件名称

香芝市産後ケア事業業務委託

## 2. 事業内容に関する事項

### (1) 事業の目的と概要

家族等から出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行うことで、育児不安の解消及び安心して子育てができる支援体制の確保を図るとともに、子どもの虐待を未然に防止することを目的とする。

このため、産後の母子ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、ショートステイ（宿泊型）またはデイケア（通所型）を提供できる事業者を募集する。

### (2) 業務内容

別紙「香芝市産後ケア事業業務委託仕様書」（以下、仕様書という）のとおり

### (3) 実施要件

#### ア 事業者

- (ア)実施主体は、奈良県内に設置された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所及び助産所であること。
- (イ)事業の実施場所は奈良県内に設置された病院、診療所及び助産所その他市長が本事業の運営に支障がないと認める施設とする。
- (ウ)産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の業務について実績があること、又は分娩を取り扱っていること。
- (エ)ショートステイ（宿泊型）又はデイケア（通所型）を提供する施設については、次の施設・設備を備えること。
  - ① 受入人数分の入所室及び居室が確保されていること
  - ② 入所室及び居室の床面積が母子一組当たり 6.3 m<sup>2</sup>以上あること
  - ③ 授乳可能な場所があること
  - ④ 成人用ベッド、小児用ベッドが受入人数分確保されていること
  - ⑤ 入浴施設及び沐浴指導施設があること
  - ⑥ 避難経路が確保されていること
  - ⑦ サービスを安全・快適に提供できる空調設備、非常口、火災報知設備、防災物品等を備えること

#### イ 人員体制

##### (ア) 施設管理者

- ① 業務を適切に履行するため、設備管理および従事者の管理監督・指揮命令を行う施設管理者を選任し、配置しなければならない。変更の場合は、速やかに香芝市に報告すること。
- ② 施設管理者は、業務履行上必要な連絡調整および業務報告などを行う。

##### (イ) 従事体制

- ① 事業に従事する助産師、保健師又は看護師をいずれか 1 名以上配置し、事業の実施体制が確保できること。ただし、ショートステイ（宿泊型）については、1 名以上の助産師等を 24 時間体制で配置すること。
- ② 必要に応じて支援を受けられる医師と連携できる体制を整えること。

- ③ 利用者の状況により香芝市保健センターの助産師または保健師へ連絡し、相談が受けられるようにすること。
- ④ 従事者に対し、必要な研修を実施または受講させ、資質の向上に努めること。
- ⑤ その他、事業実施に当たり必要な者を配置すること。

ウ その他

- ① 事業実施中の事故等に備え、賠償責任保険に加入していること。  
なお、補償内容が事業と合致していない、補償額が著しく少ない等無いようにすること。
- ② 「香芝市産後ケア事業実施要綱」、本事業に係る契約書（仕様書含む）に従い事業を実施すること
- ③ 個人情報保護法、香芝市倫理条例、香芝市契約規則、その他関係法令等を遵守すること。
- ④ 本市との適切な連絡体制を確保すること。

**(4) 履行期間**

契約締結日から令和7年3月31日まで

契約は単年度契約とし、履行期間中の契約締結も可能とする。

**(5) 事業実施内容の変更**

契約期間内に本市に提出した申請書類の内容に変更が生じる場合、事前に市へ連絡すること。連絡後、5(2)の変更に係る提出書類を速やかに提出すること。変更にあたり実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。

**(6) 次年度契約（令和7年度）の更新について**

契約の更新にあたっては、事業実施内容に変更がない場合は、本市と委託事業者において協議し、契約を更新することができる。

ただし、事業実施は予算成立後であり、これを約束するものではない。

契約の更新時に事業実施内容に変更が必要な場合、(5)のとおり対応すること。

契約の更新時には、5(2)の更新に係る提出書類を提出すること。ただし、契約の更新が長期にわたる場合は必要書類の提出を改めて求めることがあるため対応すること。

更新にあたり実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。

更新の可否については、本市より通知する。

**(7) 委託料**

別表1のとおり階層区分に応じて本市へ委託料（市負担額）を請求できる。

事業者が定めた額から委託料（市負担額）を差し引いた額（自己負担額）及び食事に要する費用は、事業者が利用者から徴収するものとする。

別表1

区分 (サービス種別)	階層区分	委託料（市負担額）	
		基本額	多胎加算（2人目以降の乳児1人当たり）
ショートステイ (宿泊型) 1泊	課税世帯	45,900円	15,300円
	非課税世帯 生活保護世帯	50,150円	16,700円
デイケア (通所型) 6時間	課税世帯	18,450円	7,650円
	非課税世帯 生活保護世帯	20,150円	8,350円

※この表において、「課税世帯」とは、非課税世帯及び生活保護世帯を除いた世帯とする。

## (8) キャンセル料について

利用開始日の前々日の午後5時以降のキャンセルについては、ショートステイ（宿泊型）は3,000円、デイケア（通所型）は1,500円を上限として、利用者が事業者の請求に基づき支払うものとする。

## 4. 応募資格について

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 納税義務者にあつては、国税及び市税の未納がないこと。
- (3) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (4) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又はこれに関係する暴力団密接関係者
- (6) 役員に次の各号に該当する者がいないこと。
  - ア (4) に該当する者
  - イ (5) に該当する者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (7) 民事再生法、会社更生法の適用を申請していないこと。

## 5. 新規事業者の応募(申請)について

### (1) 新規事業者の応募(申請)の流れ

- ① 申請書類の提出
- ② 面接及び実地調査
- ③ 審査結果通知・業務委託契約
- ④ 事業開始

### (2) 申請(提出)書類

番号	様式	書類	提出書類		
			申請	変更	更新
1	様式1	香芝市産後ケア事業業務委託事業者申請書	●		
2	様式2	香芝市産後ケア事業業務委託事業者誓約書	●		●
3	様式3	事業者概要	●	変更したものがわかる書類	
4	様式4	産後ケア事業実施基本計画書	●		
5	様式5	産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書	●		
6	-	事業実施施設の平面図	●		
7	-	実施主体が奈良県内に医療法に規定する病院、診療所又は助産所を有することを証する書類	●		
8	-	事業に従事する職員の免許証の写し	●		
9	-	賠償責任保険証書等の写し	●		●
10	様式6	香芝市産後ケア事業業務委託内容変更届		●	
11	様式7	香芝市産後ケア事業業務委託契約更新申請書			●

※その他、必要に応じて、市が必要とする資料の求めに応じること。

### (3) 提出方法

申請書類の提出方法は、郵送にて送付すること。持参しても差し支えない。持参する場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日午前8時30分から午後5時までに持参すること。提出先は、「6.担当課」と同じであり、提出前に担当課へ電話連絡すること。

※申請書は、市ホームページからダウンロードすること。

### (4) 申請上の注意事項

ア 申請に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 提出された書類については、公開されることがある。なお、提出された書類については、返却しない。

### (5) 面接、審査及び結果通知

提出書類及び面接により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託事業者と決定し、契約を締結する。審査の結果は応募者に通知するとともに、本市のホームページ等に事業名、所在地等について公表する場合がある。

## 6.担当課

香芝市健康部保健センター

住所：奈良県香芝市逢坂一丁目506番地1

TEL：0745-77-3965 FAX：0745-77-0939